

# たつの市第4次障害者計画

## 第7期障害福祉計画

### 第3期障害児福祉計画



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の背景と趣旨

たつの市では、平成 19 年3月に「たつの市障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、以後、障害福祉計画については3年ごとに見直しを行いながら、平成 30 年3月に「第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年3月には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、相談、権利擁護、就労、地域生活等における支援体制の充実を進めてきたところです。

しかし、地域社会に目を向けると、障害の有無に関わらず、誰もが当たり前に共生する社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。そのため、これまでの市の取組に、新たな国の障害者制度の動向や各分野の動向等を踏まえ、本市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進していくことを目指して、「たつの市第4次障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

## 2 計画の性格

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となるものです。
- (2) 本計画は、障害者総合支援法第 88 条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、たつの市が進めていく障害福祉サービスに関わる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。
- (3) 本計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込量等について、計画的に整備するためのものです。

## 3 計画の期間

- 第4次障害者計画の期間は、令和6年度(2024 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までを目標年度とする6年間を計画期間とします。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の方針で令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026 年度)の3年間となっています。

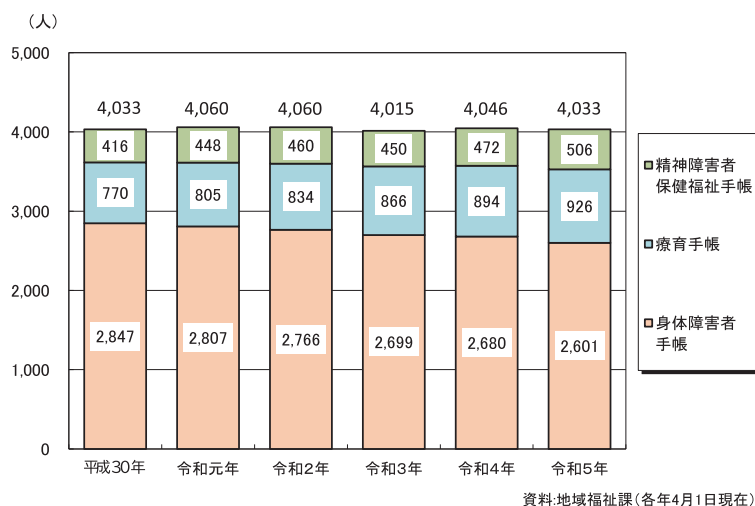
|         | 令和 6 年度<br>(2024 年度) | 令和 7 年度<br>(2025 年度) | 令和 8 年度<br>(2026 年度) | 令和 9 年度<br>(2027 年度) | 令和 10 年度<br>(2028 年度) | 令和 11 年度<br>(2029 年度) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 障害者計画   | 第4次                  |                      |                      |                      |                       |                       |
| 障害福祉計画  | 第7期                  |                      | 第8期                  |                      |                       |                       |
| 障害児福祉計画 | 第3期                  |                      | 第4期                  |                      |                       |                       |

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

### 1 障害のある人をめぐる動向

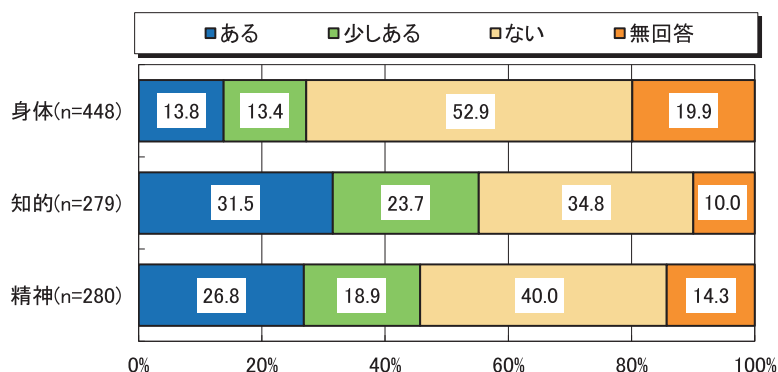
#### ■障害のある人の手帳所持者の推移

本市の手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む))は、令和5年4月1日現在、4,033 人となっています。内訳は、身体障害者 2,601 人、知的障害者(療育手帳)926 人、精神障害者 506 人となっています。



### 2 アンケート調査結果(障害のある人)からみる現状

#### ■障害のある人への差別、偏見について



障害があることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」と「少しある」を合わせると知的障害及び精神障害で4割以上となっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

国が策定した第5次障害者基本計画では、その基本理念として、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられることが必要であるとし、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援や、障害のある人の社会参加を制約している社会的な障壁の除去を行うための基本的な方向を定めています。また、障害の有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域の中で、共に支え合い、自分らしく安心して生活することができるまちづくりが求められています。そのため、本計画の基本理念を下記のとおりとして施策の展開を図ります。

一人ひとりが尊重され、地域で共に支え合い、  
自分らしく安心して暮らし続けられるまち たつの

## 2 基本目標

### 基本目標1 お互いの人権や尊厳を大切にして共に支え合う共生のまちづくり

障害の有無に関わらず、お互いに支え合うことのできる共生社会を実現するために、障害のある人や障害への正しい理解を深め、差別や偏見、権利侵害等の無いまちづくりを進めます。

また、障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるネットワークづくりや情報アクセシビリティの向上、防犯・防災体制の整備等を推進します。

さらに、障害があってもさまざまな形で社会参加が行えるよう、交通・移動手段の確保や建築物等のバリアフリー化など福祉のまちづくりを進めます。

### 基本目標2 支援が必要なこどもが地域で健やかに育つまちづくり

障害のあるこどもについて、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な療育、教育が切れ目なく提供されるよう関係機関の連携による体制を整備します。また、障害の有無に関わらず、共に教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。さらに、近年増加している発達障害等に対する教職員や市民の理解を促進します。

### 基本目標3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり

障害のある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるよう、ニーズに対応したサービスの確保・提供に努めるとともに、研修等によるサービスの質の向上を図ります。

また、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、総合的な相談支援の充実を図ります。

さらに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期治療の推進を図るとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービスや医療が提供されるよう体制を整備します。

### 基本目標4 就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり

就労は経済的な自立だけでなく、社会参加による生きがいづくりにもつながります。障害のある人の就労については、その適性に応じて多様な選択ができるよう、企業等に障害者雇用についての理解を促すとともに、就労移行支援等を通じて、障害のある人の一般就労を促進します。

また、スポーツや文化芸術活動等を通じた社会参加を促進するための支援を行います。



## 第4章 障害者計画

### I お互いの人権や尊厳を大切にして共に支え合う共生のまちづくり

#### 1 差別解消、合理的配慮及び権利擁護の推進

##### (1)差別解消、合理的配慮のための取組の推進

①市民理解の促進

##### (2)虐待防止のための取組の推進

①相談支援事業 ②障害のある人への虐待防止

##### (3)権利擁護の推進

①成年後見制度 ②福祉サービス利用援助事業等

##### (4)福祉・人権教育の推進

①学校における福祉教育の推進 ②精神障害等に関する知識の普及・啓発

③生涯教育・交流活動の推進 ④市職員等の理解促進



#### 2 地域での支援体制の充実

##### (1)ボランティア・市民活動の促進

①ボランティアの育成 ②ボランティア活動に関する情報提供の充実 ③地域住民の活動支援

##### (2)ネットワークづくりの推進

①地域コミュニティの連携 ②民生委員・児童委員の活動促進 ③社会福祉協議会との連携

#### 3 日常生活における安全・安心の確保

##### (1)住宅・建築物のバリアフリー化の推進

①公共施設等のバリアフリー化の推進

②わかりやすいサインの研究

##### (2)交通・移動対策の推進

①公共交通機関等の整備と利便性の向上 ②安全な歩行空間の整備 ③安全な移動の確保

##### (3)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の推進

①点字化広報・声の広報 ②情報アクセシビリティの向上 ③手話言語条例の推進

##### (4)防災・防犯対策の推進

①防災・防犯の知識の普及 ②要配慮者の把握と地域のネットワークの構築

③要配慮者を対象とする防災訓練 ④災害時等の情報伝達 ⑤避難対策及び医療の確保



## Ⅱ 支援が必要な子どもが地域で健やかに育つまちづくり

### 1 教育・療育の充実

#### (1) 相談支援・療育体制の充実

- ①療育ネットワークの充実 ②就学相談・情報提供の充実
- ③児童発達支援・放課後等デイサービスの充実 ④サポートファイルの活用
- ⑤児童福祉人材の育成・確保



#### (2) インクルーシブ教育システムの充実

- ①就学前教育の充実 ②特別支援教育の推進 ③通級指導の充実
- ④教職員に対する研修 ⑤交流及び共同学習の充実
- ⑥居住地校交流の推進 ⑦ペアレントトレーニングの推進



#### (3) 社会的・職業的自立の推進

- ①社会学級開設事業 ②社会的・職業的自立の推進

## Ⅲ 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちづくり

### 1 生活支援の充実

#### (1) 障害福祉サービスの提供体制の充実

- ①居宅介護等 ②生活介護等 ③短期入所 ④施設入所支援 ⑤日中一時支援 ⑥移動支援等
- ⑦同行援護 ⑧補装具費の支給・日常生活用具の給付等 ⑨コミュニケーション支援
- ⑩自立支援配食サービス事業 ⑪地域活動支援センター ⑫精神障害のある人への自立支援
- ⑬情報提供・その他の生活支援 ⑭福祉人材の育成・確保 ⑮ケアマネジメント従事者の養成
- ⑯介助者の養成 ⑰経済的支援制度の周知

#### (2) 地域居住の場の確保

- ①グループホーム ②住宅改修費の支給

#### (3) 相談支援体制の整備

- ①たつの市障害者等地域自立支援協議会の開催
- ②ピアカウンセリング
- ③障害者福祉のしおり ④相談員の専門性の向上 ⑤障害者相談員
- ⑥ふくし総合相談窓口の相談支援体制の充実 ⑦地域生活支援拠点等の機能強化
- ⑧障害のある子どもの支援の充実



## 2 保健・医療の充実

### (1) 障害の早期発見・早期治療の推進

- ①乳幼児健康診査及び健康相談 ②発達相談 ③幼児健康診査後のフォロー事業
- ④障害初期の支援 ⑤基本健康診査・がん検診等 ⑥健康教育・健康相談

### (2) 医療供給体制の充実

- ①かかりつけ医の推進 ②救急医療体制の充実

### (3) 医療費の助成

- ①自立支援医療 ②後期高齢者医療
- ③重度障害のある人の医療費の助成

### (4) リハビリテーション体制の充実

- ①リハビリテーション体制の充実



## IV 就労・社会参加による生きがいのあるまちづくり

### 1 就労及び社会参加の推進

#### (1) 就労の支援

- ①就労支援ネットワーク ②障害者就業・生活支援センターの活用 ③就労選択支援
- ④就労移行支援事業 ⑤就労継続支援事業 ⑥農福連携の推進

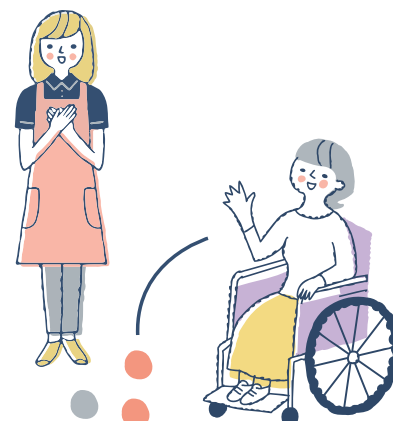
#### (2) 職場定着の促進と事業所の理解促進

- ①就労定着支援事業 ②就労関係機関との連携
- ③職業リハビリテーションの推進



#### (3) スポーツ、文化芸術活動の振興

- ①スポーツ活動への参加支援 ②文化芸術活動機会の拡充
- ③当事者団体の活動への支援
- ④スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー化の推進



## 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1 令和8年度(2026年度)の数値目標

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の令和4年度末施設入所者数は135人となっており、施設入所者数の推移は障害のある人及び介護者の高齢化等により、微増傾向にあります。このことを踏まえて、令和8年度末における施設入所者の地域生活への移行者数を5人、施設入所者数については3人の削減により132人を目指します。

| 指 標              | 目標値(令和8年度末) |
|------------------|-------------|
| 福祉施設から地域生活への移行者数 | 5人          |
| 施設入所者数           | 132人        |

#### (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者、当事者、家族会など各関係機関の個別具体的な案件を通じた協議の場から関係機関の連携を作り精神障害のある人を支える支援体制を構築します。

| 指 標                 | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 開催回数(目標の設定・評価の実施回数) | 2回(1回) | 2回(1回) | 2回(1回) |

#### (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」により整備していきます。また、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

| 指 標                                           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------------------------|-------|-------|-------|
| コーディネーター、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数 | 0人    | 1人    | 1人    |
| 強度行動障害を有する障害者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無      | 無     | 無     | 有     |

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

令和3年度末時点での福祉施設から一般就労への移行者数は、1人となっており、これまでの実績と本市の状況を踏まえて、令和8年度の年間移行者の目標を5人(5倍)とします。

| 区 分              | 令和3年度末 | 令和8年度末 | 比率 |
|------------------|--------|--------|----|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 1人     | 5人     | 5倍 |

## (5)相談支援体制の充実・強化等

本市が設置する基幹相談支援センターを中心として連携のとれた相談支援体制を強化します。また、障害者等地域自立支援協議会専門部会において、相談支援事業所の参画による事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行います。

| 指 標                | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターの相談体制の強化 |       |       |       |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数  | 0回    | 1回    | 1回    |
| 主任相談支援専門員の配置数      | 0人    | 1人    | 1人    |

## (6)障害福祉サービス等の質の向上

本市職員が障害福祉サービスに関する研修会に参加する機会を確保し、審査体制の向上を図るとともに自立支援審査支払等システムなどで分析したサービス提供情報をサービス提供事業者と共有できる体制を構築し、サービス提供の質の向上を図ります。

| 指 標                            | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| 県が実施する研修への本市職員の参加人数            | 5人    | 5人    | 5人    |
| 自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の実施回数 | 1回    | 1回    | 1回    |

## (7)障害児支援の提供体制の整備等

主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保については、利用者のニーズを確認しながら確保に努めていきます。また、育児不安がある保護者等を地域の支援者(保育士、保健師、障害福祉サービス事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたペアレントプログラム等の推進により支援体制の強化を図ります。

| 指 標                                        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備箇所数         | 0箇所   | 0箇所   | 0箇所   | 1箇所   | 1箇所   | 1箇所   |
| 発達障害者等に対する支援                               |       |       |       |       |       |       |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) | 0人    | 0人    | 0人    | 5人    | 5人    | 5人    |
| ペアレントメンターの人数                               | 0人    | 0人    | 0人    | 1人    | 1人    | 1人    |
| ピアサポート活動への参加人数                             | 0人    | 0人    | 0人    | 1人    | 2人    | 3人    |
| 保育所等※1における障害のあるこどもの受け入れ人数                  | 68人   | 76人   | 105人  | 110人  | 115人  | 120人  |

※1:保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等

## 2 障害福祉サービスの見込量

### (1)訪問系サービス

| サービス名          | 単位   | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護           | 時間/月 | 1,294     | 1,201     | 1,291     | 1,330     | 1,350     | 1,370     |
|                | 人/月  | 68        | 62        | 66        | 68        | 69        | 70        |
| 重度訪問介護         | 時間/月 | 189       | 207       | 207       | 208       | 209       | 210       |
|                | 人/月  | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         |
| 同行援護           | 時間/月 | 104       | 148       | 148       | 168       | 188       | 208       |
|                | 人/月  | 6         | 6         | 6         | 7         | 8         | 9         |
| 行動援護           | 時間/月 | 23        | 45        | 45        | 50        | 55        | 60        |
|                | 人/月  | 1         | 1         | 1         | 2         | 2         | 3         |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 時間/月 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                | 人/月  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

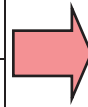
※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※重度障害者等包括支援は、現在の利用見込みと本市を含む近隣市町にサービス提供事業所がないことから「0」とします。

### (2)日中活動系サービス

| サービス名                      | 単位   | 令和<br>3年度    | 令和<br>4年度    | 令和<br>5年度    | 令和<br>6年度    | 令和<br>7年度    | 令和<br>8年度    |
|----------------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 生活介護<br>【うち重度障害】           | 人日/月 | 5,309        | 5,346        | 5,346        | 5,365        | 5,385        | 5,405        |
|                            | 人/月  | 268<br>【261】 | 272<br>【260】 | 272<br>【250】 | 273<br>【251】 | 274<br>【252】 | 275<br>【253】 |
| 自立訓練<br>(機能訓練)             | 人日/月 | 17           | 33           | 33           | 33           | 33           | 33           |
|                            | 人/月  | 1            | 2            | 2            | 2            | 2            | 2            |
| 自立訓練<br>(生活訓練)<br>〈うち精神障害〉 | 人日/月 | 0            | 20           | 20           | 20           | 20           | 20           |
|                            | 人/月  | 0<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     | 2<br>〈0〉     |
| 就労移行支援                     | 人日/月 | 346          | 351          | 368          | 384          | 384          | 401          |
|                            | 人/月  | 20           | 21           | 21           | 23           | 23           | 24           |
| 就労継続支援<br>(A型)             | 人日/月 | 859          | 1,010        | 1,029        | 1,049        | 1,068        | 1,088        |
|                            | 人/月  | 43           | 52           | 53           | 54           | 55           | 56           |
| 就労継続支援<br>(B型)             | 人日/月 | 2,777        | 2,909        | 2,962        | 2,979        | 2,996        | 3,014        |
|                            | 人/月  | 163          | 167          | 170          | 171          | 172          | 173          |

| サービス名            | 単位   | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度  | 令和<br>5年度  |
|------------------|------|------------|------------|------------|
| 就労定着支援           | 人/月  | 4          | 6          | 9          |
| 療養介護             | 人/月  | 6          | 6          | 7          |
| 短期入所<br>【うち重度障害】 | 人日/月 | 172        | 108        | 194        |
|                  | 人/月  | 20<br>【18】 | 18<br>【15】 | 24<br>【17】 |



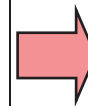
| 令和<br>6年度  | 令和<br>7年度  | 令和<br>8年度  |
|------------|------------|------------|
| 9          | 9          | 9          |
| 7          | 7          | 7          |
| 201        | 218        | 243        |
| 26<br>【17】 | 28<br>【18】 | 31<br>【19】 |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※生活介護及び短期入所の【うち重度障害】は、障害支援区分4以上の人数。

### (3)居住支援・施設系サービス

| サービス名                                       | 単位  | 令和<br>3年度          | 令和<br>4年度          | 令和<br>5年度          |
|---------------------------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 自立生活援助<br>〈うち精神障害〉                          | 人/月 | 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           |
| 共同生活援助<br>(グループホーム)<br>〈うち精神障害〉<br>【うち重度障害】 | 人/月 | 67<br>〈23〉<br>【26】 | 74<br>〈20〉<br>【33】 | 79<br>〈21〉<br>【33】 |
| 施設入所支援                                      | 人/月 | 133                | 135                | 135                |



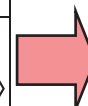
| 令和<br>6年度          | 令和<br>7年度          | 令和<br>8年度          |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 0<br>〈0〉           | 0<br>〈0〉           | 1<br>〈1〉           |
| 84<br>〈23〉<br>【34】 | 89<br>〈24〉<br>【35】 | 94<br>〈25〉<br>【36】 |
| 134                | 133                | 132                |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

※共同生活援助の【うち重度障害】は、障害支援区分4以上の人数。

### (4)相談支援

| サービス名              | 単位  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|--------------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 計画相談支援             | 人/月 | 117       | 134       | 140       |
| 地域移行支援<br>〈うち精神障害〉 | 人/月 | 0<br>〈0〉  | 0<br>〈0〉  | 1<br>〈1〉  |
| 地域定着支援<br>〈うち精神障害〉 | 人/月 | 0<br>〈0〉  | 0<br>〈0〉  | 1<br>〈1〉  |



| 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-----------|-----------|-----------|
| 146       | 152       | 158       |
| 1<br>〈1〉  | 1<br>〈1〉  | 1<br>〈1〉  |
| 1<br>〈1〉  | 1<br>〈1〉  | 1<br>〈1〉  |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

### (5)障害のあるこどもを対象としたサービス

| サービス名           | 単位   | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童発達支援          | 人日/月 | 612       | 714       | 746       | 777       | 809       | 841       |
|                 | 人/月  | 128       | 135       | 141       | 160       | 180       | 200       |
| 放課後等デイサービス      | 人日/月 | 1,693     | 1,896     | 2,095     | 2,294     | 2,493     | 2,693     |
|                 | 人/月  | 202       | 238       | 263       | 288       | 313       | 338       |
| 保育所等訪問支援        | 人日/月 | 8         | 6         | 8         | 8         | 8         | 8         |
|                 | 人/月  | 6         | 4         | 5         | 5         | 5         | 5         |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人日/月 | 0         | 0         | 4         | 12        | 12        | 12        |
|                 | 人/月  | 0         | 0         | 1         | 3         | 3         | 3         |
| 障害児相談支援         | 人/月  | 56        | 66        | 70        | 74        | 78        | 82        |

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は実績見込数値。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の実施体制

- (1)庁内関係部門との連携 (2)関係各機関との連携  
(3)たつの市障害者等地域自立支援協議会との連携

### 2 計画の進捗管理・評価

本計画の推進にあたっては、地域福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



## たつの市第4次障害者計画 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画【概要版】

発行年月:令和6年3月 発行:たつの市 福祉部 地域福祉課  
〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1  
TEL:0791-64-3204 / FAX:0791-63-0863